

H30前期 玉掛け技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教育協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
 熊谷教習所 熊谷市三尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F 34 号室 TEL 03-3254-8404

(初版 H30.1.25 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、制限荷重が1t以上の揚荷装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの作業は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 86 号)として、表題講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

(埼玉局登録第 86 号 教習機関登録更新予定日:平成 31 年 3 月 30 日)

1. 日程、定員など

実施回	1	2	3	4	5	6
日程	4月 16～18日	5月 21～23日	6月 25～27日	7月 23～25日	8月 21～23日	9月 27～29日
開催場所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所
定員	30名	30名	30名	30名	30名	30名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	3日	¥23,250(21,600+1,650)	玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事
B	3日	¥22,170(20,520+1,650)	業務経験(つり上げ荷重1t未満)が6ヶ月
C	3日	¥21,090(19,440+1,650)	①クレーン等運転士免許 ②床上操作式か小型移動式クレーン技能講習修了
D	3日	¥24,330(22,680+1,650)	クレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事(特別教育修了)
E	3日	¥26,490(24,840+1,650)	未経験者

一部免除を受ける方は、その資格を有することを証明する免許証又は技能講習修了証・特別教育修了証を必ず提示して下さい。(写しも添付のこと)

・ 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

4. 講習科目及び時間 全科目受講者については次のとおりです。(19時間)

学科講習	クレーン等に関する知識	1時間
	クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	力学に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実技講習	合図実技	1時間
	玉掛け実技	6時間

5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Webページより印刷できます)のFAXで、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)糊付けして、返送お願いします。なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

***各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。**

***受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。**

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

***注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会でも受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)
- その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。

各コース受講資格の詳細は、裏面の講習科目免除一覧にてご確認ください。

***A コース受講者は、玉掛け有資格者の捺印・修了証のコピーを必ず添付してください。**

***A,B,D コースを希望する方は、事業主の証明が必要になります。**

玉掛け技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
A	玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン等の玉掛けの方法 ・クレーン等の玉掛け(実技)
B	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(玉掛け特別教育修了者)	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン等の玉掛けの方法 ・クレーン等の玉掛け(実技) ・クレーン等の運転のための合図
C	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、(旧)デリック運転士免許、又は、揚荷装置運転士免許を受けた者 床上操作式クレーン運転技能講習、又は、 小型移動式クレーン運転技能講習 を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の運転のための合図
D	安衛法施行令第20条第6号もしくは第7号の業務、又は、安衛則第36条第6号もしくは第15号から第17号までの業務(クレーン等の運転の業務)に6ヶ月以上従事した経験を有する者 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてクレーン(安衛法施行令第20条第6号のクレーンに限る)の運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン等の運転のための合図
E	その他の者	なし

*A・B・Dコースは、時間免除はありません。(実技試験の免除は、一部あります。) 実技時間は、各コース7時間です。